弁護士の職務上の氏名の使用

次のとおり、弁護士名簿に弁護士の職務上の氏名を記載しましたので、公告します。

所属会	登録番号	氏名	職務上の氏名
第一東京	29289	平田　彩子	田宮　彩子
横浜	29587	宮内　明子	田丸　明子
第一東京	30085	矢澤　聡子	八木　聡子
〃	36508	小林　奏子	藤井　奏子
東京	39183	山浦　史	清水　史
〃	39312	塩見　麻帆	保原　麻帆
〃	41180	伊藤　圭	酒井　圭
横浜	42643	田本しのぶ	望月しのぶ
佐賀県	42917	田中亜由美	鳥飼亜由美
第一東京	43048	中川　萌	小島　萌
第二東京	43311	内山由布子	早田由布子
〃	43381	小関　麻子	大内　麻子
富山県	44468	東　美穂	鈴木　美穂
徳島	44760	黒木　江衣	末吉　江衣
京都	44957	橋本　久子	小林　久子
大阪	45489	三木　諒子	中村　諒子
埼玉	45924	向川　和子	藤木　和子
福岡県	46736	松田　奈美	藤野　奈美
第二東京	47352	中村　梓	梅原　梓
岡山	47487	濱田奈保子	武井奈保子
東京	49400	藤原　瑞穂	浦野　瑞穂
第二東京	51653	青木　麻子	河原　麻子
東京	52134	久保田美子	横山　美子

平成27年6月1日　日本弁護士連合会

弁護士の職務上の氏名の廃止

次のとおり、弁護士が職務上の氏名を廃止しましたので公告します。

所属会	登録番号	氏名	職務上の氏名
第一東京	32242	河村真紀子	河村真紀子
第二東京	38869	川上　紗織	川上　紗織
青森県	44359	小澤　博之	小沢　博之

平成27年6月1日　日本弁護士連合会

弁護士記章紛失公告

次のとおり弁護士記章の紛失届がありましたので公告します。なお、職務上の氏名を使用中の者については職務上の氏名を記載しています。

（記章番号）	（所属会）	（氏名）
10590	東京	髙橋　正雄
19754	〃	宇多　正行
23228	〃	中村　秀一
9849	第一東京	上野健二郎
11918	〃	赤木　巍
22017	〃	内藤　順也
27677	〃	八木　由里
30835	〃	石山　貴明
32291	〃	倉田　伸彦
36606	〃	井上　雄介
42997	〃	柳下　昌英
47737	〃	下村　将之
17942	第二東京	菊島　敏子
19436	〃	藤原　宏高
27942	〃	泉　義孝
31929	〃	近藤美智子
33523	〃	足立　正
49958	〃	中澤　礼
46483	横浜	岡崎　真大
20350	埼玉	伊藤　明生
43083	〃	中村　大祐
30855	千葉県	冨田　千鶴
40178	〃	横川　裕進
8784	大阪	豊藏　亮
17545	〃	後岡　良知
11955	京都	勝山　勉
35472	兵庫県	中野宗一郎
23503	愛知県	瀧　康暢
48374	〃	加藤　裕治
25220	岐阜県	鈴木　雅雄
41825	福井	野条　泰永
27378	岡山	髙﨑　和美
34942	福岡県	小鉢　由美
50491	福島県	島田　浩幸
44758	函館	百合　拡泰

平成27年6月1日　日本弁護士連合会

外国法事務弁護士名簿の登録

下記のとおり外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第24条第２項の規定による外国法事務弁護士名簿の登録をしたので、同法第32条の規定により公告します。

記

年月日	登録番号	氏名	原資格国	所属会
平成27年5月1日	G930	アリス・エリザベス・ストラウブ	連合王国	第一東京
平成27年5月1日	G931	小山　聡子	アメリカ合衆国ニューヨーク州	第一東京
平成27年5月1日	G932	トニー・アドニス・アンドリオティス	アメリカ合衆国ニューヨーク州	第一東京
平成27年5月1日	G933	パヴィトラ・ナトラジャン・アイヤル	インド	第二東京
平成27年5月1日	G934	伊藤　彰浩	アメリカ合衆国ニューヨーク州	第二東京

平成27年6月1日　日本弁護士連合会

外国法事務弁護士名簿の登録取消し

下記のとおり外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第30条第１項の規定による外国法事務弁護士名簿の登録の取消しをしたので、同法第32条の規定により公告します。

記

年月日	事由	登録番号	氏名	原資格国	所属会
平成27年5月20日	請求	G396	水原　理雄	アメリカ合衆国イリノイ州	第一東京

平成27年6月1日　日本弁護士連合会

外国法事務弁護士の職務上の氏名の使用

次のとおり、外国法事務弁護士名簿に外国法事務弁護士の職務上の氏名を記載しましたので、公告します。

所属会	登録番号	氏名	職務上の氏名
第一東京	G930	アリス・エリザベス・ストラウブ	アリス・ストラウブ

平成27年6月1日　日本弁護士連合会

外国法事務弁護士の指定法の付記

下記のとおり、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第34条第１項の規定により外国法事務弁護士の登録に指定法を付記したので、同法第36条が準用する同法第32条の規定により公告します。

記

年月日	登録番号	氏名	原資格国	所属会	付記した指定法
平成27年5月1日	G931	小山　聡子	アメリカ合衆国ニューヨーク州	第一東京	アメリカ合衆国ニュージャージー州において効力を有し、又は有した法

平成27年6月1日　日本弁護士連合会